

## 「中間報告」に対する公聴会での意見一覧

別紙 2

| 分類 |      | 意見等                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 3章   | 中間報告の基本目標には6つの項目が挙げられているが、今後5年間の重点的な課題ということでは、項目が4つに絞られている。数が減少したことにより後退した印象を受けてしまうので、表現の工夫などにより、疑問を持たれない形にしていただきたい。                                                                                                                                       |
| 2  | 4章基2 | 中間報告の中で「性に関する教育」の充実に努めると記載されているが、一方で現場の先生方が大変忙しく、子供達とゆっくり向き合うことができないという状況にある。各小中学校ではにおいては、先生方が、データDV等について子供達と話し合う時間をカリキュラムの中に入れるというような話にまでなっているのか。                                                                                                         |
| 3  | 4章基2 | 基本目標2の⑥「女性の生涯にわたる心身の健康支援」については、DV問題も含めて人権という点で非常に大事であり、後継に追いやらないでいただきたい。                                                                                                                                                                                   |
| 4  | 4章基2 | 子供が生まれる時期から、両親が子供を育てる時の権利意識や人権意識を持つてもらうことが必要であるので、もう少し強調していただきたい。                                                                                                                                                                                          |
| 5  | 4章基2 | 子供に関わる職種には保健福祉センターや保育所、幼稚園と様々なものがあると思われる。様々な場で人権意識を育てていくことができるよう、「教職員への意識啓発」という言葉だけではなく、子供に関わるもっと広い意味での働きかけを入れていただきたい。                                                                                                                                     |
| 6  | 4章基2 | 様々な窓口の方とお話しする機会が多いが、一から説明しなければならないことが多い、時間を取られてしまう。職員が情報をつかみに行く努力はしないのかと思ってしまう。改善していくためには、セミナーや勉強会を行政主体で開催し、そこに市民が参加して一緒に勉強していく体制が必要である。                                                                                                                   |
| 7  | 4章基3 | 保育所の民営化問題について記載がないが、なぜ審議しないのか。                                                                                                                                                                                                                             |
| 8  | 4章基3 | 基本目標3の「多様なニーズに対応した子育て支援サービスの展開」については、女性が全て働くことを前提にしているものと思われる。様々な事情により、働かずに家庭で子育てしている女性も結構いるため、その方々に対する支援という項目が抜けているのではないか。また、家庭内で子育てしている親の孤立化を防止するために、地域の子育て支援サークルへの支援等の項目を入れていただきたい。これらについて、重点政策から抜けているのではないか。また、家庭内の子育て支援や地域の育児サークル支援について、文言を入れていただきたい。 |
| 9  | 4章基4 | 現在のプランの重点課題3に、「父親の育児・介護休業取得の促進」という項目があるが、それが中間報告では無くなっている。基本目標4の「労働の分野における男女共同参画の推進」に入ってくるかとは思うが、施策の方向を見ても、父親の育児休業取得を推進するような具体的な文言がない。父親の育休取得を推進するような方針は具体的に出されているのか。                                                                                      |
| 10 | 4章基4 | ワーク・ライフ・バランスについて、働き方の見直しをどのように企業側にアピールをして、働く側にどのように価値提案をしていくのかについて、具体的なところが見えていない。企業は営利団体であり、社員もそこで働いて生活をしていく以上、やはり企業から評価をされなくてはいけない。働く側が働き方の見直しをすることで、企業側から評価をされるような体系を作る必要があり、そのような流れについて、行政側からどのように啓発していくと考えているのか。                                      |
| 11 | 4章基5 | DVは、現実には女性が圧倒的に差別されている中で起こる問題であり、「男女間の暴力の根絶」という表現については、もう一度検討し直していただきたい。                                                                                                                                                                                   |
| 12 | 4章基5 | 「女性に対する暴力の根絶と被害者支援」は、「男女間の暴力の根絶と被害者支援」に変更するべきではない。圧倒的に被害を受けているのは女性であり、それに対する施策に取り組むことが緊急の課題であり、表現を「男女間」とすると非常に曖昧になってしまう。殺人事件については、女性が加害者である比率が比較的高いくなっているが、やはり日常的な男性から女性への暴力に耐えかねてという実態が推察されるため、その被害に遭っている女性に焦点を当てた施策の方向にするべきである。                          |
| 13 | 4章基5 | 基本目標5のDVについては、腕力によるもの以外に精神的な部分も含まれていると思われる。事実として男性に対するDVも存在することを行政が広報していないかないと、差別を助長することになる。この基本目標5に関しては、9割の被害者が女性であることには重々承知のうえで、事実として男性に対するDVの存在を挙げていかないと問題ではないか。実体験がある方の声を少しでも多く聞いていただきたい。支援が必要な問題を抱えている男性の一番大きな問題は孤独であり、孤独を与えないように取り組んでいただければと思う。      |

## 「中間報告」に対する公聴会での意見一覧

| 分類             | 意見                                                                                                                                                                              |   |   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
|                | 章                                                                                                                                                                               | 見 | 等 |
| 14<br>4章<br>基5 | 国においても、実態に即して男性のための男女共同参画をもっと調査が必要な方向性になっている。男性の被害者を無くすためにも、男性のための男女共同参画は進めていくべきであり、「せんだいプラン」も同様の意識で作っていただきたい。しかし、女性に対する暴力の根絶については、実態に即して「男女間の」と表現した場合、施策につながっていないところもある。       |   |   |
| 15<br>5章       | 教育の問題については、この5年間においても、中長期的とだけ盛り込むのではなく、重点課題として常に取り組んでいかないと進まないのではないか。                                                                                                           |   |   |
| 16<br>5章       | 介護でも育児でも、女性の方が役割を担っている現実があり、男性はなかなか育児休業を取得できない。女性の仕事は正規ではなく、パートなり、派遣なりにならざるを得ないという現状に対して、ワーク・ライフ・バランスを推進していくには不十分な感じがした。                                                        |   |   |
| 17<br>5章       | 育児・介護休暇等の取得について「仙台市が率先して職員の意識改革を行い推進に努めるこ」と記載されていて、企業へも啓発を進めるとなっている。現在は、企業も大変な状況であり、働く人達も取得が難しい状況がある。まずは、仙台市が努力すること示していく必要があると思う。                                               |   |   |
| 18<br>その<br>他  | エル・ソーラ仙台とエル・パーク仙台を運営している財団の指定管理の期間を長期間にしていただきたい。                                                                                                                                |   |   |
| 19<br>その<br>他  | 男女共同参画の根幹は、男性が今までしてきた仕事というスキルを積み重ねてきた立場と、女性が家庭の中に入って築かざるを得なかった家庭のスキルについての経験値の意識共有であるお互いの仕事に対しての感謝と理解があって、成立するものである。今までの男女共同参画事業の推進は、100%女性支援であり定まった価値観があるが、その価値観を壊していくなければならない。 |   |   |